

入院等関連給付金規程

(目的)

第1条 この規程は、被保険者及び被扶養者の支援を必要とする入院等に伴う不時の出費に対し、経済的支援を行い、生活基盤の安定を図ることを主旨とする給付金について定める。

(支給対象者)

第2条 この規程の給付対象者は、被保険者および被扶養者とする。

(給付項目の適用範囲)

第3条 この規程による給付項目の適用範囲は、特に本規程で定めているもの以外については、健康保険制度の給付事由と同一とする。ただし私傷病であっても第三者行為に起因し、その費用が損害賠償で補填される場合は支給しない。

(疑義の解釈)

第4条 この規程に疑義を生じたときは理事長が決定する。

(給付項目)

第5条 この規程にもとづき支給する給付は、次の各号のとおりとする。

- 1 差額ベッド給付金
- 2 ホームヘルプ補助金
- 3 長期入院見舞金

(差額ベッド給付金)

第6条 被保険者または被扶養者が傷病のため入院し、差額ベッドを利用したときは、差額ベッド給付金として、1日あたり5,000円を限度として差額ベッドの支払日額の全額を支給する。

- 2 差額ベッド給付金の支給期間は、同一疾病に関し支給実日数183日をもって限度とする。

(ホームヘルプ補助金)

第7条 被保険者または被扶養者およびその家族が一時的に病気やケガで掃除や炊事、洗濯、買物、子供の面倒を見るなどの家事をこなすことが困難になった場合で、看護婦家政婦紹介所を通じてホームヘルパーを雇ったとき、または家事代行サービス業者等を利用したとき、1日につきこの対価の70%（最

高5,000円)を支給する。

- 2 前項の事由において、看護婦家政婦紹介所または家事代行サービス業者等以外で三親等内の親族以外の第三者に頼んだときは1日につき3,000円以内の実費を支給する。
- 3 前項のホームヘルプ補助金を受けようとする被保険者は、事前に事由を記した書類を提出し、理事長の承認を得なければならない。
- 4 第1項および第3項の規定による給付金の支給は実日数183日をもって限度とする。

(長期入院見舞金)

第8条 被保険者またはその被扶養者が傷病のため継続して30日以上入院したとき、長期入院見舞金として20,000円を支給する。

- 2 前項の長期入院見舞金は、半年以内に1回限り支給するものとする。

(給付金の請求)

第9条 給付金の請求手続きは別表1の通りとする。

(給付方法)

第10条 各給付金の給付方法は現金給付に準じて行なう。

(減額給付)

第11条 不測の事態が発生し、健康保険組合財政では本規程に定める所定の給付額を支給することが不可能な状態になったときは、組合会の議決を得て給付額を減額することができる。

(施行)

第12条 この規程は令和8年4月1日より施行する。

(即時返還)

第13条 虚偽の申請によって給付金を受けた場合は、給付金の即時返還をしなければならない。

(時効)

第14条 この規程により受けることのできる給付を請求しないで、その事由が発生してから法に定める期間を経過したときは、その請求できる権利は時効により消滅する。

(経過措置)

第1条 この規程により受けることのできる給付について、令和8年3月31日までに旧HOYA福祉共済センターから給付を受けた者は、期間の計算や上限日数の算定において、当該期間や日数を通算する。

別表1 入院等関連給付金請求手続き

| 給付項目 | 手 続 き |
|-----------|--|
| 差額ベッド給付金 | 差額ベッド給付金請求書に領収書を添付して提出する。 |
| ホームヘルプ補助金 | 看護婦、家政婦紹介所を通じて雇用したときまたは家事代行サービス業者等を利用したとき ホームヘルプ補助金請求書に領収書を添付して提出する。 上記以外るとき 事前にホームヘルプ補助金利用承認書を提出し、承認されたらホームヘルプ補助金請求書に領収書を添付して提出する。 |
| 長期入院見舞金 | 長期入院見舞金請求書を提出する。 |